

他の要望事項（法律改正に関わる事項）に係る方向性について（案）

1. 日本薬剤師会からの要望について

	要 望 内 容	方 向 性
1 要望書 (資料2) P.2	一般用医薬品を含めた医薬品の適正使用に関する医師との連携	○ チーム医療そのものとは関連が薄いため、別途検討。

2. チーム医療推進協議会からの要望について

	要 望 内 容	方 向 性
1 要望書 (資料3) P.4	<日本救急救命士協会> 救急救命士が業務を行う場所の制限緩和 (医療機関内で救急救命士が救急救命処置 を行うことを可能とする)	○ 救急救命士制度の制度趣旨とは合致しない内容であるため、対応は困難。
4 要望書 (資料3) P.6	<日本診療放射線技師会> 検診車における医師の立会いの見直し	○ 照射装置の性能の向上も踏まえ、検診車における X 線照射のリスクについて検証した後に検討する。
5 要望書 (資料3) P.7	<日本診療放射線技師会> 卒後臨床研修制度の確立	○ 各団体が実施している研修制度の受講率向上に向けて、各医療機関が把握できるよう各団体において周知を行う。その際、厚生労働省において必要な援助を行う。
6 要望書 (資料3) P.9	<日本理学療法士協会> 理学療法の対象に「身体に障害のおそれのある者」を追加する	○ 理学療法士が、介護予防事業等において、診療の補助には該当しない範囲の転倒防止のための指導などを行っている場合があるが、この場合、「理学療法士」という名称を用いて活動することは何ら問題がなく、特段の対応の必要はない。

7 要望書 (資料3) P.11	<日本臨床細胞学会細胞検査士会> 細胞検査士が細胞診検体を陰性と判定した場合の主治医に対する報告書の作成と提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細胞検査士が作成する細胞検査に係る主治医に対する報告書について、学会のガイドラインにおいては専門医の署名を受けるよう努めることとされている。 一方、細胞検査士が主治医に対する報告書を作成し、手交することは医師法上の診断行為には該当せず、法律上の問題はないため、法律改正を行う必要はない。 <p>※ 精度管理の観点からの配慮は必要。</p>
8 要望書 (資料3) P.12	<日本臨床心理士会> 臨床心理職の国家資格化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床心理職の国家資格化については、議員立法の検討が進められていると承知。
9 要望書 (資料3) P.13	<日本臨床心理士会> 臨床心理士による心理相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家資格化の検討の中で、どのような業務内容とするかが検討されていると承知。
10 要望書 (資料3) P.14	<日本臨床心理士会> 臨床心理士による心理療法の実施	

11	<日本臨床心理士会>
要望書	臨床心理士による心理査定の実施
(資料3)	
P.15	